

主な食品健康影響評価について

平成 30 年 7 月 9 日～平成 30 年 11 月 28 日

○六価クロム

(1) 通知日：平成 30 年 9 月 18 日

(2) 概要

清涼飲料水の規格基準改正のため、六価クロムの食品健康影響評価を実施した。

クロムは環境中に広く分布している金属であるが、六価クロムは自然にはほとんど存在せず、主に人為的に要因によって発生する。

動物実験による各種毒性試験、食品及び飲料水からのばく露に関するデータ等から、動物実験の結果を用いて耐容一日摂取量(TDI)を設定することが適切であると判断し、2年間飲水投与試験にベンチマークドーズ法(※)を適用して検討した結果、TDI を 1.1 $\mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定した。

なお、ミネラルウォーター及び水道水を六価クロムの摂取源と仮定し、日本人における六価クロムの一日摂取量を推定した結果、今回算出した TDI 1.1 $\mu\text{g/kg}$ 体重/日よりも低かったことから、現状のミネラルウォーター及び水道水の検出レベルにおいては健康影響が生じるリスクは低いと考えられる。

※ベンチマークドーズ法・・・化学物質や要因のばく露量と当該物質等によりもたらされる有害影響の発生の頻度又は量との関係(用量反応関係)に、数理モデルを当てはめて得られた用量反応曲線から、有害影響の発現率等の反応量に関してバックグラウンドに比して一定の変化(BMR)をもたらす用量(BMD)及びその信頼区間の下限值である BMDL を算出し、それをリスク評価における POD (TDI 等を設定する際の出発点)として役立てる方法。

○「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」について

(1) 委員会決定日：平成 30 年 9 月 25 日

(2) 概要

本指針は、食品健康影響評価に用いるデータの明確化、評価案件間及び評価分野間における評価方法の整合並びに国際的な評価方法との整合を可能な限り確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資することを目的としている。

飼料添加物は、飼料の品質の低下の防止、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進等の様々な目的のために飼料に添加等されるものである。このため、飼料添加物の食品を介したヒトへの健康影響の評価に当たっては、健康への悪影響がないと推定される摂取量の評価のみならず、食品を通じた実態に近い摂取量の評価が重要な場合もあることから、有効成分及び飼料添加物の用途、特性に応じて行う。

評価は、評価対象物質、代謝物及び分解物の食品への残留性、毒性試験成績等の情報

に基づき、科学的かつ総合的に行う。また、飼料添加物が、動物の体内で代謝又は分解を受けることを考慮し、評価は、親化合物の評価に加え、畜水産物を介してヒトに悪影響を及ぼすおそれがある親化合物に由来する化合物についても、必要に応じて検討する。

○その他

上記の他、期間中、農薬（１９件）、動物用医薬品（７件）、遺伝子組み換え食品等（８件）、汚染物質等（１件）及び肥料・飼料等（１１件）について評価を終了し、結果をリスク管理機関に通知した。